○岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例施行規則

平成18年10月24日

市教育委員会規則第14号

改正 平成22年8月24日市教育委員会規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例(平成18年市条例第140 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定める。

(指定管理者の募集)

- 第2条 岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、条例第4条の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。
 - (1) 施設の概要
 - (2) 指定期間
 - (3) 選定基準
 - (4) 施設の管理基準、業務の範囲等指定管理者が行うべき事務の内容
 - (5) その他教育委員会が定める事項

(指定管理者の指定の申請)

- 第3条 条例第4条第1項に規定する申請は,指定管理者指定申請書(様式第1号)を教育委員会 に提出して行わなければならない。
- 2 条例第4条第1項に規定するその他教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 定款, 寄附行為, 規約その他これらに準ずる書類
 - (2) 法人その他の団体の経営状況を明らかにする書類
 - (3) 法人にあっては、法人登記簿の登記事項証明書又は登記簿謄本
 - (4) その他教育委員会が必要と認める書類

(事業報告書の提出)

- 第4条 条例第6条第4号のその他教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 自主事業に係る収支状況
 - (2) 利用料金の減免及び還付の状況
 - (3) その他教育委員会が必要と認める事項
- 2 指定管理者は、毎月、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、教育委員会が指定す

る日までに、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 月間の施設利用者数
- (2) 月間の利用料金の収入,減免及び還付の状況
- (3) 実施した事業の内容
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(開館時間)

- 第5条 岡山市環境学習センター「めだかの学校」(以下「めだかの学校」という。)の開館 時間は、次のとおりとする。
 - (1) 3月~11月 午前9時から午後5時まで
 - (2) 12月~2月 午前9時30分から午後4時30分まで
- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

- 第6条 めだかの学校の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める ときは、これを変更することができる。
 - (1) 毎週火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日以後最初に到来する祝日法による休日でない日
 - (2) 12月28日から翌年1月4日まで
 - (3) 祝日法による休日の翌日(土曜日,日曜日及び休日を除く。)
- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日に開館し、 又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可申請)

- 第7条 条例第7条の規定により施設の使用許可を受けようとする者は、めだかの学校使用 許可申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の許可をするときは、当該申請をした者にめだかの学校使用許可書 (様式第3号)を交付するものとする。

(入館券の交付)

第8条 教育委員会は、条例第7条の規定により使用を許可したときは、使用者に対し、入 館券(様式第4号)を交付する。

(使用料等の減免)

第9条 条例第12条の規定により使用料等を減免する場合及びその減免率は、別表のとおり

とする。

2 使用料等の減免を受けようとする者は、めだかの学校使用料等減免申請書(様式第5号) を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用料等の還付)

第10条 条例第13条ただし書の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、その理由を記載しためだかの学校使用料等還付申請書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、めだかの学校の管理について必要な事項は、教育 委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成19年1月22日から施行する。

附 則(平成22年市教育委員会規則第21号)

この規則は,公布の日から施行する。

別表(第9条関係)

(入館料の減免表)

	2011 - 1700020	
	減免の要件	減免の率
1	市又は教育委員会が主催又は共催する事業の場合	入館料の10割
2	市内の小・中学生で、学習活動として引率者のもとに	
	団体で入館する場合(この場合、引率者を含む。)	
3	その他教育委員会が特に認める場合	 入館料の10割以内

(使用料の減免表)

	減免の要件	減免の率
1	市又は教育委員会が主催又は共催する事業の場合	使用料の10割
2	国、地方公共団体又は公共的団体が公用又は公益のた	使用料の10割以内
	めに使用する場合	
3	その他教育委員会が特に認める場合	

様式第1号(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(申請先)

岡山市教育委員会

岡山市環境学習センター「めだかの学校」の指定管理者の指定を受けたいので、岡山市 環境学習センター「めだかの学校」条例(平成18年市条例第140号)第4条第1項の規定によ り、申請します。

				(団体):	名称		
申			代 表 者		名		印
	部	者	所 在		地		
			連	絡	先	担当者名	
				REF	元	電話番号	
会社	概要・経営	方針					
	同種施設の経営実績			施設名		所在地	管理開始年月日
同級			(1)			①	0
四種			2			2	2
			3			3	3
申	請 理	由					

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

めだかの学校使用許可申請書

岡山市教育委員会 様

申請者 所 在 地 名 称 代表者氏名 連 絡 先

次のとおり岡山市環境学習センター「めだかの学校」の施設を使用したいので申請します。

使	用	施	設		教 玩具/ 作業:	展示室	Ĩ.							
使	用	目	的											
使月	用予	定人	員				人							
実	施	日	時		自 至		年 年	月月	月(月()		分 分		
冷	Ą	į.	房	□必	要	(:	\sim	:)	□不	要		
担職法	当	者氏生	の名が								使用料	ieli		
連	絡	先	Ab.		(tel)		基本使用	Př		円
備			考								滅 免 犯 計	Œ.		円 一 円

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

めだかの学校使用許可書

申請者様

岡山市教育委員会

岡山市環境学習センター「めだかの学校」の使用申請については、次の条件を付して許可します。

記

1 許可の条件

環境学習センター「めだかの学校」入館券	

めだかの学校使用料等減免申請書

岡山市教育委員会 様

 申請者
 所 在 地

 名
 称

 代表者氏名
 連 絡 先

下記のとおり、岡山市環境学習センター「めだかの学校」使用料等の(減額・免除)を申請します。

	入 館 料	施設使用料
日時	自 年 月 日()	自 年 月 日() 時 分~ 時 分 至 年 月 日()
	至 年 月 日()	時 分~ 時 分
目 的		
減免申請する理由		する事業の場合 □国,地方公共団体又は公共的団体
使用料等	大人 人, 小人 人 円	円
滅 免		減免率(□10割, □(割)
申請額	円	円
減 免 額	円	円
徴 収 額	円	円
備考		

※施設使用料の場合は、施設使用許可申請書と同時に提出してください。

年 月 日

めだかの学校使用料等還付申請書

岡山市教育委員会 様

 申請者
 所
 在
 地

 名
 称

 代表者氏名

 連
 絡
 先

下記のとおり、岡山市環境学習センター「めだかの学校」(入館料・施設使用料)の還付を申請します。

還付の申請理由		
還付申請額	□入 館 料 □施設使用料	円
還付する額	□入 館 料 □施設使用料	Pi Pi
備考		

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)